備考　一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。
二　歯・口腔の構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
三　歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によつて教育するものとする。

矯正歯科技工学		三〇
小児歯科技工学		三〇
歯科技工実習		五二〇
小　計		二、〇〇〇
選択必修科目		二〇〇
合　計		二、二〇〇

備考
1　歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
2　歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によつて教育するものとする。
3　選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条第一号又は第二号の指定を受けている歯科技工士学校又は歯科技工士養成所において歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容その他の事項については、この省令による改正後の歯科技工士学校養成所指定規則第二条第三号及び第四号並びに別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第六十七号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百七十六号）の施行に伴い、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号ハ並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の四第一項ただし書及び第二項、第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） **第七条の三**　法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者	（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） **第七条の三**　法第七条第二号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者